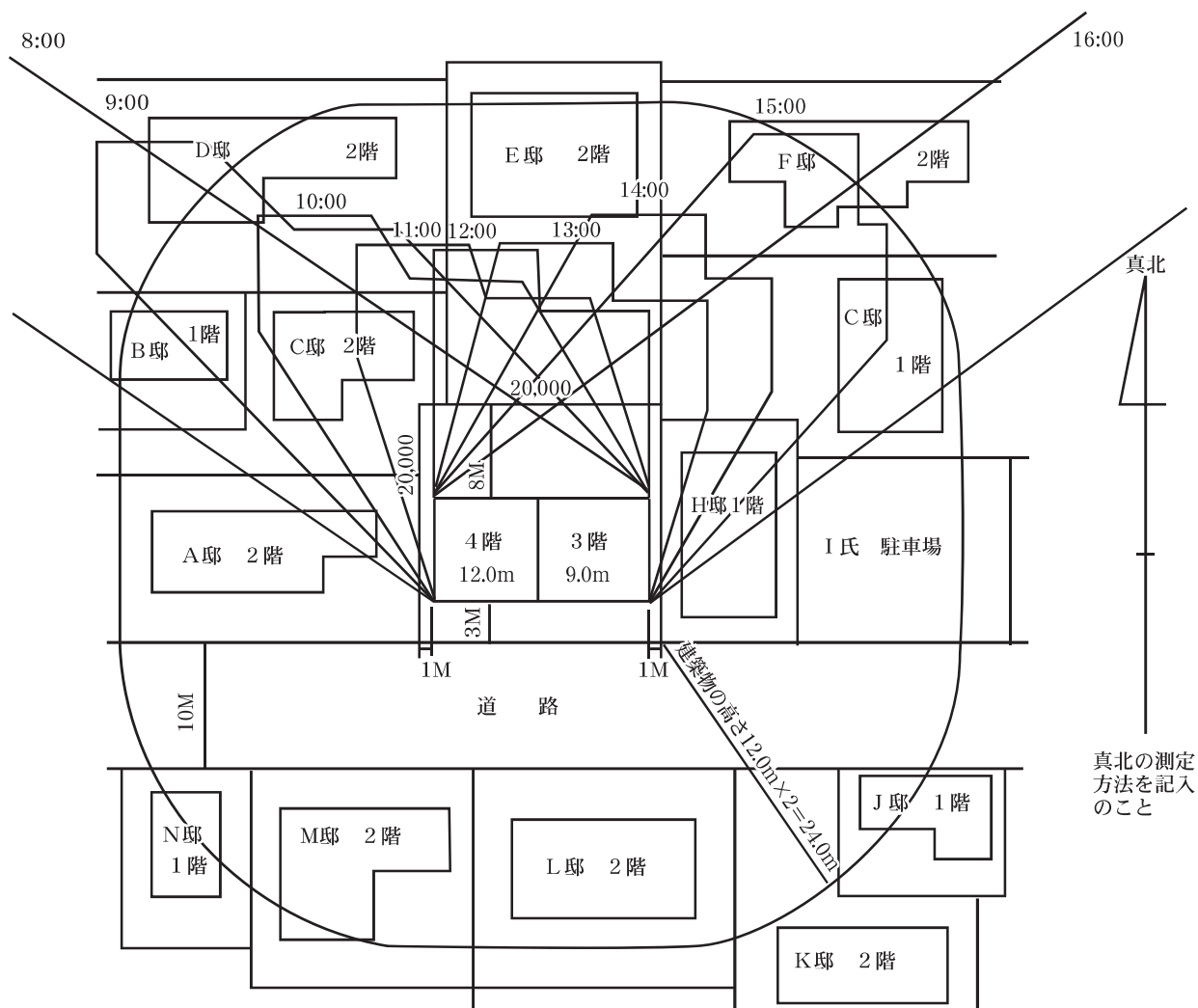


## □ 日影図



### ※作図上の注意

1. 測定面は計画建築物の平均地盤面におけるものとする
2. 建築物の高さの2倍の範囲を記入すること  
(建築物の高さが30mを超える時は、60mラインを併記すること)
3. 冬至日8時から16時までの時間毎の日影図を作成すること
4. 「北緯 36 度 00 分・東経 139 度 45 分」もしくは「現地測量し、敷地の最も北側の位置」で作成すること